

広報 UNOYAMA

第 7 号

発行所 黒崎村役場
発行人 清水善夫
印刷所 小野塚印刷(株)

秋の交通安全運動むなし



10月6日 民警合同交通安全指導所

事故 昨年の二・五倍

〈村の動き〉

9月末現在

人口	16,996人
男子	8,322人
女子	8,674人
世帯数	3,699

9月1日から9月末までに

死亡	5人
出生	25人
婚姻	16組

ふえ続ける交通事故にブレーキをかけようと、警察・交通指導隊安全協会・交通安全母の会等の協力を得て六日から始まった「秋の全国交通安全運動」は十五日で終わったが、「運動」の効果はあまり芳しくなかった。朝の街頭指導を重点に実施したが事故は午後集中していた。

年別 区別	45年 45年 45年	44年 44年 44年
	件数	7
傷者	8名	3名
死者	0	0

交通事故相談室 5

1 仮渡金制度

被害者は損害賠償額の前払いとして仮渡金を保険会社に請求できます。●ケガの場合(1人につき)程度に応じて1万円・5万円・10万円の3段階 ●死亡の場合(1人につき)50万円

2 内払金制度

被害者は、治療が長びいてその間の損害が10万円以上になったときは、10万円ごとに保険会社から

黒崎村の人口は

十月一日国勢調査結果

男八、一九一名 女八、六二七名
計一六、八一八名 三、六四七世帯

今回の国勢調査は大正九年以来第十一回目でしかも十年ごとの大規模調査でありました。皆さんのご理解とご協力によって予定どおり終了しました。その結果、前回(昭和四十年)調査時より男一六、二%増、女一三、六四%増、総人口においては一四、八八%の増となります。

支払いをうけられます。また、加害者も請求できます。

国保保険金がまだもらえないから賠償金が払えないなどといういいわけは、話がアベコベですから事故の関係者はご注意ください。

3 社会保険との関係

健康保険や労災保険の加入者はその保険で治療できます。また、健保には治療費・傷病手当金・埋葬料・労災には療養補償費・休業補償費・障害補償費・葬祭料等々

の給付があります。被害者は、これらの保険で補償された損害については、強制保険に賠償を請求できません。

4 ひき逃げなどの場合の補償は? ひき逃げされた場合、無保険車盗難車にひかれた場合は、法律によって政府が補償します。被害者の請求は、どこの損害保険会社でも受け付けます。(ただし、外国会社は除く)

中小企業退職金

共済制度のお知らせ

よい従業員を雇い安心して働けるよう有利で便利なこの制度に加入しよう

- 加入できる範囲(中小企業のひ)
- 従業員一人以上三〇〇人以下の事業所
- 従業員五〇人以下商業サービス業
- 加入の手続(申込一枚でOK)
- 申込書は金融機関の窓口を用意してあります。
- 掛金月額(十六種類で改正は十一月一日実施)

従来の掛金
最高限度 二、〇〇〇円

改正後掛金
三、〇〇〇円迄の掛金は廃止
二、五〇〇円三、〇〇〇円
三、五〇〇円四、〇〇〇円

が新設されました。

○免税の特典
掛金は全額損金又は必要経費として免税になります。

注意

河川法施行令の一部改正により河川区域内の土地に土石、ゴミ、ふん尿、鳥獣の死体、その他の汚物若しくは廃物を捨てると罰金以下の懲役又は三万円以下の罰金に処せられやすから絶対に捨てない様充分ご注意ください。